

2014.10.31

相続のいろは

節税策の盲点④

生前贈与は最も効果のある節税策のひとつだ。贈与税は基礎控除と呼ばれる非課税枠が年110万円認められているが、落とし穴もある。

「あなたがどんな財産をお持ちか、教えてください」。相続の際、税務署から自分の資産内容を

生前贈与の注意点

問われ、面食らった人は多いのではないか。
山梨出身のAさんのお母さんは地元郵便局に子供名義で1000万円の貯金をしていた。Aさんはその存在を知らなかつたので、税務署に、1000万円の郵便貯金があると伝えられなかつた。「名義口座」と呼ばれるこうしたケースでは贈与されたと認められず、相続税の対象となる。

「双方で贈与との意思確認がないと認められない」と税理士の五十嵐哲

双方の意思確認必要

生前贈与には
年110万円の基礎控除がある
(贈与税の暦年課税制度)

贈与者・受取人 氏は指摘する。贈与契約書を作り、お金を口座に振り込むのが確実だ。

毎年、機械的に口座にし、110万円を超えるお金を移す場合も注意が必要だ。

每年、機械的に口座にし、110万円を超えるお金がある。(随時掲載)

贈与者・受取人	親族間のほか、第三者からの贈与も含む
非課税枠	基礎控除が年110万円
税率(2015年~)	累進税率で10~55%
節税策のポイント	少額を長期間にわたり非課税で贈与

注意点

- 紙の契約書がないと認められない可能性あり
- 機械的に定額を贈与すると「税逃れ」との指摘も
- 相続前の3年間の贈与は相続税の対象に